

福岡県公報

平成26年10月7日
第3634号

目次

告示 (第850号 - 第857号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 自衛官の募集 (市町村支援課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 平成26年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表 (保健衛生課) 7
- 漁船法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 8
- 落札者等の公示 (環境保全課) 8
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催

(企画課) 8

(都市計画課) 9

(都市計画課) 9

公安委員会

- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活安全総務課) 9
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全総務課) 10

正誤

- 道路の区域の変更 (平成26年9月福岡県告示第807号) 中正誤 11

告示

福岡県告示第850号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	東 下 津 線	前	築上郡上毛町大字上唐原2050番1先から 築上郡上毛町大字上唐原2038番2先まで	7.2 ～ 9.6	8.0
			後	築上郡上毛町大字上唐原2050番1先から 築上郡上毛町大字上唐原2038番2先まで	7.2 ～ 7.2	8.0

福岡県告示第851号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項及び第118条の規定

により、平成26年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生（男子）

2 募集期間

平成27年3・4月入隊（男子）	平成26年10月8日から 平成26年11月19日まで
-----------------	-------------------------------

3 受験資格

- (1) 平成27年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

平成26年11月29日（土）及び30日（日）のうち指定する日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~1883)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）

福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第852号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字上畑山ノ口986・993・1015（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第853号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字内浦字岩谷759・772・780・794の1・794の2・794の4・794の5（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第854号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字手野字長者原1280の1・1282の45（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第855号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町田籠字九弓田78から80まで、字又毛103、109の2
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字九弓田78から80まで・字又毛103・109の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第856号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市阿恵字安道1936の56、1936の58、1936の59、1992・2001（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養かん

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第857号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字中ノ山558の2、字境谷611、615、622
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字境谷622、611・615（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字中ノ山558の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成26年9月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス行橋中央店
 - (2) 所在地 行橋市門樋町2519-1の一部ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
未定	未定
- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成27年5月18日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,826.21平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗北東側	64

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗北東側	8

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	面積(平方メートル)
店舗東側	45.5

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南東側	11.41

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分
未定	午前10時00分	午後10時00分

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 敷地北東側、敷地北西側、敷地東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷 さ ば き 施 設	時 間 帯
荷さばき施設No.1	午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年9月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) コメリパワー須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石字橋本177番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年5月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,313平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	286

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	156

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南東側	49.47

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時00分	午後9時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地西側、南西側、南東側及び北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンスーパーセンター岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字黒山338番1ほか

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成26年9月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サンリブレ蒔田
 - (2) 所在地 京都郡蒔田町殿川町1-7

- 3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号ほか15者	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号ほか18者

公告

平成26年度福岡県製菓衛生師試験（平成26年9月5日実施）の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	14	25	37	53	73
4	15	26	38	54	74
5	16	27	40	55	75
6	17	28	42	56	79
7	18	29	43	57	
8	19	31	44	58	
9	20	32	45	59	
10	21	33	46	63	
11	22	34	49	64	
12	23	35	50	65	
13	24	36	51	71	

公告

漁船法（昭和25年法律第178号）第19条において準用する同法第7条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開により行うので、公告する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 不利益処分の本拠となる法令の条項
漁船法第19条第2号
- 2 聴聞の期日及び場所

期日 平成26年10月22日 午後2時30分から

場所 福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室

福岡市博多区東公園7番7号

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号 092-651-1111 (内線2123)
郵便番号 812-8577

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字北野2154番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県鳥栖市布津原町58番地 プレミール101
舟木 正嗣

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
岩谷産業株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目6番4号	平成26年10月2日	平成28年3月31日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県環境部環境保全課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成26年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社九州リースサービス

(2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

58,541,616円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年8月12日

公告

平成26年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 日時
平成26年10月14日（火） 午後1時30分

2 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

- 3 予定議案
- (1) 地すべり対策事業（十籠地区）について
 - (2) 道路事業（筑紫野古賀線（新宮Ⅱ工区））について
 - (3) 道路事業（久留米筑紫野線（神代橋工区））について
 - (4) 道路事業（国道496号）について

4 会議の公開
会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先
福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡大任町大字大行事字森山原1800番33及び1800番53から1800番56まで、字大行事1810番23及び1810番31から1810番36まで、字才戸1818番2から1818番6まで、1819番1、1819番2、1819番4、1820番1から1820番6まで及び2088番1から2088番8まで並びに字松山ノ内1830番12から1830番15まで並びにこれらの区域内の道路、水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡大任町大字大行事3067番地
大任町長 永原 譲二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字尾仲字奥小路1116番1から1116番3まで、1118番3、1118番5、1119番3及び1119番5から1119番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡篠栗町大字尾仲585番地の1
有限会社 ウエル総合企画
代表取締役 井上 泰寿

公安委員会

福岡県公安委員会告示第270号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成26年10月7日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
 - (1) 講習会の日時
平成26年11月3日（月）午前10時00分から午後5時00分までの間
 - (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第272号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年10月7日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年12月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成26年12月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成26年12月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年12月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤						
					上	下										
26・9・19	3630	告示	807	3	○		1	表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 50px;">442号</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 後</td> </tr> </table> </div>	442号	前	○ 後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 50px;">442号</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">● 前</td> </tr> </table> </div>	442号	前	● 前
442号	前															
	○ 後															
442号	前															
	● 前															